

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開（令和2年度上半期分）

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位：円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位：円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
金融情報システム センター	会費等	430,000	430,000		当機構の金融関連業務上、同センターによる 情報が必要であるもの。	公財	国所管
地球環境戦略研究 機関	専門家等の派遣経費	1,862,381		※2		公財	国所管
ラボ国際交流セン ター	研修参加費等	236,800		2020/7/9		公財	国所管
海外子女教育振興 財団	会費等	1,500,000	1,500,000		当機構職員等が海外駐在する際の日本人学 校の開設・運営および安全対策上、必要で あるため。	公財	国所管
全日本柔道連盟	専門家等の派遣経費	1,025,677		※2		公財	国所管
青年海外協力協会	専門家等の派遣経費	176,771,603		※2		公社	国所管

※1:公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をい
※2:専門家等の派遣経費の支出決定日は個人ごとに異なるが、原則として四半期毎に支払われている。